

令和 7 年 3 月 19 日

指定福祉用具貸与事業所
指定介護予防支援事業所
指定居宅介護支援事業所

市川市 福祉部
介護保険課長

(介護予防) 短期入所生活介護および (介護予防) 短期入所療養介護中の
福祉用具貸与における算定日数について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 8 日付け市川 第 20240403-0313 号により、「(介護予防) 短期入所生活介護
および (介護予防) 短期入所療養介護中の福祉用具貸与の取り扱いについて」通知いたしま
した。また、本件につきまして算定日数の考え方について、下記のとおり、厚生労働省へ疑
義照会による回答を周知いたしますので、今一度ご確認くださいませようお願いいたしま
す。

また、福祉用具貸与における介護給付費請求明細書の給付費明細欄の「回数」及び請
求額集計欄の「サービス実日数」の記載誤りの中には、入院等の状況を知り得ていな
かったことによるものも多く見受けられます。居宅介護（介護予防）支援事業者において
は、(介護予防) 福祉用具貸与事業者への入院等の情報提供や実績管理を確実にを行うよ
う留意してください。

なお、別紙にて「福祉用具貸与及び購入について よくある質問」を添付いたしますの
で、ご確認ください。

※令和 7 年 5 月 1 日から「福祉用具貸与及び購入について よくある質問」を含め、別
紙のとおり取り扱いをいたします。

記

【問】

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を長期利用しているものが、月途中に在宅におい
て福祉用具貸与を現に行った日数の考え方は別紙【回答】の認識でよろしいか。

【回答】

別紙のとおり

【問合せ先】 ☎272-8501 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
市川市介護福祉課 資格給付グループ（杉澤 鈴木）
電話 047-712-8541

【回答】

以下のとおりの認識で差し支えない。

ショートステイ(入院も同様)＋用具貸与

①請求月に搬入・搬出をしない場合

		在宅用具利用日										ショートステイまたは入院																										
8月		9月																														10月						
	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	
例1					1	2	3																										4	5	6			
例2					1																															2		
例3						1	2	3					4	5	6			7	8	9	10	11									12	13	14	15				
例4						1	2	3					4	5	6			7	8	9	10	11									12	13	14	15	16			
例5																			1																			

例	明細日数	9月提供	算定可能パターン
例1	6	日割り	半月
例2	2	日割り	半月
例3	15	日割り	半月
例4	16	日割り	半月 1か月
例5	1	日割り	半月

②請求月に搬入・搬出をする場合

		在宅用具利用日										ショートステイまたは入院																											
		8月				9月																														10月			
		28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	
例6																			1	2	3																		
例7																												1											

例	明細日数	9月提供	請求パターン
例6	3	日割り	半月 1か月
例7	1	日割り	半月 1か月

算定の基本的な考え方

①請求月に搬入・搬出をしない場合(計画的な入院・入所等で居宅に置いたままにしている場合)

- ・半月以下→日割り、半月 のいずれかで算定
- ・半月超 →日割り、半月、1か月 のいずれかで算定

※例5: 自宅で使用実績があれば、外泊でなくとも、日割り または 半月

②同月内に搬入・搬出の場合

- ・1か月と算定することも可能(打合せ・搬入・搬出・消毒などの経費も勘案するため)

いずれの場合も、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載し、利用者の同意を得てください。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

福祉用具貸与及び購入について よくある質問

問1：当社の契約書では、市川市の取り扱いのようになっていないが、従う必要があるか。

答1：例えば、9月12日から20日までの9日間の利用の場合に、同じ保険者であるにも関わらずA事業所で利用した人は1か月分、B事業所で利用した人は半月分の請求となると、費用負担の公平性が保たれなくなってしまう。

介護保険は国及び保険者の規定の範囲で給付が行われるものであり、事業所独自の契約書によって給付の範囲を設定することは認められない。

問2：市川市以外の被保険者についても同様に扱う必要があるか。

答2：あくまでも市川市が保険者の場合の取り扱いとなる。

問3：ショートステイ先に貸与している用具を持ち込んで使用しているが、この場合算定はできるのか。

答3：短期入所生活介護または短期入所療養介護と福祉用具貸与は併用しての請求が認められているが、これは居宅と介護施設の行き来を想定し、居宅で利用した貸与品の算定を可能とするものである。

特別な事情により、居宅で使用していた貸与品を施設に持ち込むことは可能であるが、介護給付の算定はあくまでも現に居宅で利用した日数分とする。(1度も自宅に戻らなかった場合は算定不可)

問4：現在入院（入所）中であるが、退院（退所）後の環境を整えるために事前に福祉用具を購入することは可能か。

答4：通常入院または入所中の購入については保険給付の対象にはならない。ただし、退院（退所）にむけて購入し、実際に居宅で利用した場合は介護保険の対象とする。購入日が入院（入所）中の場合には、福祉用具が必要な理由に必ず記載し、退院（退所日）を明記した上で退院（退所日）後に申請すること。

問5：テクノエイド協会のTAISコードまたは貸与・購入マークのない商品について

答5：原則、TAISコード及び貸与・購入マークのあるものから選定してください。どうしてもそれ以外の商品を使用したい場合は、身体状況及び生活状況を踏まえて保険給付とするかを判断するので、事前に相談すること。

問6：同一品目の再購入について

答6：今後の対応方法は以下のとおりとする。また、当市での耐用期間についても下記のとおりとする。

耐用期間	身体状況の変化	破損	事前相談
過ぎている	ある		不要
過ぎている	ない	有（写真添付必要）	不要
過ぎていない	ある（介護度の変更を伴う）		不要
過ぎていない	ない	有（写真添付必要）	要相談
過ぎていない	ある（介護度の変更はない）		要相談

耐用期間

腰掛便座 5年 入浴補助用具 8年 自動排泄処理装置の交換可能部品 5年
移動用リフトのつり具部分 3年 スロープ 8年 歩行器 5年 歩行補助つえ 4年

※耐用期間に関わらず、使用に問題がない場合は買い替えることはできない。

※身体状況の変化による再購入については、下肢筋力の低下等ではなく、前回購入時からどのように身体状況が変わり、どの機能を追加したものが必要になったのかを正確に申請理由に記載すること。（例：前回購入時には背もたれなしのシャワーチェアを購入したが、脳梗塞で右半身麻痺になり背もたれがあるシャワーチェアが必要なため）

※身体状況が改善した場合の再購入は、原則介護保険の対象にはならないと考えるが、特段の事情がある場合は事前相談をすること。

※破損とは、厚生労働省が定める種目についての機能を果たさなくなった場合であり、付加価値のとして有していた機能については再購入の理由にはならない。（例：ウォシュレットや保温、脱臭機能等）

問7：同じ福祉用具を複数貸与することは可能か。（手すり、スロープ以外の同一品目貸与について）

答7：アセスメントをおこないサービス担当者会議において精査した結果、特段必要と認められる場合には可とする。

ただし、月1、2回程度の外出のため車いすを借りたい等の希望には、インフォーマルサービスで対応ができないのかを確認した上で当市に事前確認をすること。（あくまでも日常的に使用するものが介護保険の対象となる）また、ケアプラン点検の対象になる可能性があるので留意すること。

（※新規で3個以上貸与希望する際は要事前相談）

問8：旅行のために杖をレンタルしたいが可能か？

答8：普段貸与されていないものを旅行のためにレンタルすることは、介護保険では認められない。

すでに貸与されており、かつ旅行先での使用に安全上問題がないと判断できる場合には、旅行先での使用に問題はない。

問 9：複合的機能を有する福祉用具について（ステップ台付手すりについて）

答 9：ステップ台付手すりに関しては、福祉用具貸与の対象である「手すり」と福祉用具貸与の対象ではない「段差解消」を目的とする機能が一体的となっていることから、保険給付の対象外としている。

ただし、複合的機能を有する福祉用具として手すりの部分のみを案分して保険給付とすることは差し支えない。

問 10：体位変換器について

答 10：株式会社タイカの Taica Wellness が販売しているウェルビーHC について、スティック（大）スティック（小）、ビーン、ミニは保険給付対象外である。

現在保険給付している場合でも、令和 7 年 5 月 1 日以降、保険給付の対象外とする。